

農業支援サービス（農作業受委託等）に必要な機械等を整備したい

事業名	農産園芸共同利用施設整備事業費（いばらきの農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）
分類	【機械・施設整備】
事業要旨	<p>農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を支援します。</p> <p>なお、農業支援サービスとは、農作業の受委託、機械のリース・レンタル、農業関連のデータ分析、農業現場への人材派遣を指します。</p>
事業概要	<p>〔事業主体〕 農業者や個人事業者（個人、法人は問わない）、JA、民間事業者等。ただし、いずれも概ね茨城県内においてサービスを提供する事業者であること。</p> <p>〔事業内容〕 (1) 整農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組等の立上げ モデル性の高いサービス事業を展開するに当たって必要な農業機械の導入等を支援します。 (2) 農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策 サービス事業の新規立上げ又は既存のサービス事業の拡大に必要な人材育成等の取組を支援します。 (3) 農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援 サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援します。</p> <p>〔補助要件〕 ・機械の導入は、本体価格が50万円以上であること。 ・導入する機械は、自作地で使用するものでないこと。</p> <p>〔対象経費〕 ・サービスの提供に要する農業機械の導入経費 ・サービスの提供にあたって必要となるライセンスの取得経費等 ・ただし、農産物の乾燥・調製・貯蔵・加工・出荷の代行は農業支援サービスとはみなされないため、それらに必要な機械の導入経費は対象外。（例：乾燥機、色彩選別機等）</p> <p>〔補助限度額・補助率〕 (1) 定額（ソフト事業：上限3,000万円、ハード事業：1/2以内・上限5,000万円） (2) 定額（上限5,000万円） (3) 定額（1/2以内、上限1,500万円、ただしスマート農業機械を導入する場合は3,000万円）</p> <p>〔問合せ先〕 お住まいの市町村の農政主管課 最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 { 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 } 産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921</p> <p>そのほか、国直採メニューも含めた事業全体の情報については、農林水産省のHPをご覧ください。</p>

